

26 行政 A ア-9 第 21 号

平成 27 年 3 月 27 日

安曇野市監査委員 千國 寛一 様

安曇野市監査委員 山中 崇 様

安曇野市長 宮澤 宗弘



住民監査請求に関する監査委員の勧告に基づく措置について（通知）

平成 27 年 2 月 13 日付け 26 監査 A イ-6 第 14 号により勧告がありました標記の件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

安曇野市議会の会派「信政会」が平成 26 年 2 月 11 日から 12 日にかけて和歌山方面への視察研修に使用された政務活動費 107,400 円のうち 39,936 円が、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）に違反するものとして、返還を求める等の必要な措置を講じること。

2 講じた措置

安曇野市議会議員 旧信政会代表 小松洋一郎に対し、平成 27 年 2 月 19 日付けで 39,936 円を平成 27 年 3 月 31 日までに支払うよう請求を行いました。

なお、平成 27 年 2 月 23 日に同金額が本市へ納付されたことを確認しました。